

1. 申請の要件		2. 根拠法令													
3. 火薬類の販売営業に係る許可申請		火薬類取締法 第5条													
3. 申請に関する説明															
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに市長の許可を受ける必要があります。 申請者が火薬類取締法第6条各号のいずれにも該当しないこと。 申請に係る販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。 															
4. 関係条文															
法	第6条 欠格事由 第16条 営業の廃止等	施行令	第10条 販売営業の許可												
			市細則												
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数												
<ul style="list-style-type: none"> 競技用紙雷管のみの販売営業 25,000 円 その他の販売営業 110,000 円 		15 日	3 部												
8. 告示又は通知															
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日 36軽局第560号） 火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日 50立局第128号）【最近改正：平成8年3月22日 8立局第75号】 火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について（平成10年3月30日 立局第1号） 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年8月6日 原院第1号） 															
9. 審査する事項															
販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないか審査します。															
<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">火薬類の貯蔵場所</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>1. 火薬庫【1級】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 火薬庫【3級】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 火薬庫【煙火】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 火薬庫外火薬類貯蔵場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. その他</td> <td></td> </tr> </table>				火薬類の貯蔵場所	-----	1. 火薬庫【1級】		2. 火薬庫【3級】		3. 火薬庫【煙火】		4. 火薬庫外火薬類貯蔵場所		5. その他	
火薬類の貯蔵場所	-----														
1. 火薬庫【1級】															
2. 火薬庫【3級】															
3. 火薬庫【煙火】															
4. 火薬庫外火薬類貯蔵場所															
5. その他															